

児童扶養手当・特別児童扶養手当額の変更について

児童扶養手当・特別児童扶養手当については、毎年度額の改定が行われ、平成30年度の額は下記のとおりになります。

※物価変動率(+0.5%)に基づき、0.5%の引き上げとなります。

手当の名称	平成29年度(月額)	平成30年度(月額) 【 】内は前年度比
児童扶養手当	<本体額> 全部支給 42,290円 一部支給 9,980円～42,280円	42,500円【+210円】 10,030円～42,490円 【+50円～+210円】
	<第2子加算額> 全部支給 9,990円 一部支給 5,000円～9,980円	10,040円【+50円】 5,020円～10,030円 【+20円～+50円】
	<第3子以降加算額> 全部支給 5,990円 一部支給 3,000円～5,980円	6,020円【+30円】 3,010円～6,010円 【+10円～+30円】
特別児童扶養手当	1級 51,450円	1級 51,700円 【+250円】
	2級 34,270円	2級 34,430円 【+160円】

問 本庁 子育て課 子育てG ☎52-1111 内線137

就学援助制度について

【就学援助費】

経済的理由により、就学が困難な児童または生徒の保護者に対し、市がその必要な費用を援助します。

- 該当する方
市内の小学校または中学校に在籍している児童生徒の保護者で、生活保護法による保護を受けている方またはそれに準ずる程度に困窮していると教育委員会が認めた方
※ひとり親世帯への支援制度ではありません。
- 援助する項目
学用品費、通学用品費、校外活動費、修学旅行費、学校給食費、医療費、PTA会費、児童生徒会費、クラブ活動費等
※限度額があります
- 申請方法
お子さんの在籍先学校へ相談のうえ、学校長へ申請してください。

【特別支援教育就学奨励費】

特別支援学級等に在籍する児童または生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じて、市がその必要な費用の一部を援助します。

- 該当する方
市内の小学校または中学校の特別支援学級等に在籍している児童生徒の保護者。ただし、就学援助費を申請する方は該当しません。
※所得要件があります。
- 援助する項目
学用品費、校外活動費、修学旅行費、学校給食費等
※限度額があります。なお、学用品費については、領収書(コピー可)が必要となりますので保管しておいてください。
- 申請方法
お子さんの在籍先学校へ相談のうえ、学校長へ申請してください。

問 教委 学校教育課 学校教育G ☎52-1111 内線338